

にく やさい くだもの てつづ
肉、野菜、果物は、手続きせずに
 がいこく にほん も
外国から日本に持ってきてはいけません
 だれ にほん おく
誰かに日本に送ってもらうのもいけません



くわしくはこちら



シャンチャン(香腸)



ネムチュア

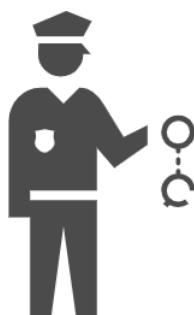


やさい



くだもの

にほん も
 ほうりつ か ちくでんせんびょうよ ぼう ほう しょくぶつぼうえきほう
日本に持ってきたら、法律(家畜伝染病予防法・植物防疫法)により
 も す
 ● 持ってきたものは捨てられます
 けいさつ つか
 ● 警察に捕まります



まん えん ばつ きん
300万円までの罰金 や、
 ねん けい む しょ い
3年まで刑務所に入れられる
 ことがあります

も がいこく にほん おく まえ
持ってきたいときは、外国から日本に送る前に
 にく どうぶつけんえきしょ やさい くだもの しょくぶつぼうえきしょ そだん
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください

といあわせさき

どうぶつけんえきしょ
動物検疫所
 にく
 (肉)



しょくぶつぼうえきしょ
植物防疫所
 やさい くだもの
 (野菜・果物)



MAFF
農林水産省